一般社団法人千葉県社会福祉士会　倫理委員会苦情調査実施規程

規程第30号
令和元年5月12日制定

（目的）
第１条　この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）正会員に対する苦情に関する手続規則（以下「苦情手続規則」という。）に規定する調査に関する事項を定めることを目的とする。

（調査委員の選任）
第２条　倫理委員会の委員長（「以下「委員長」という。」は、苦情手続規則第７条第４項に基づき倫理委員会委員（以下「倫理委員」という。）のなかから２名を調査委員に委嘱する。

（委嘱書の交付）
第３条　委員長は、調査委員を決定次第、速やかに調査委員へ委嘱書を交付しなければならない。

（調査方法）
第４条　調査委員は、申立人から事情を聴取する。
２　調査委員は、被申立人に直接面接し事情を聴取する。
３　調査委員は、第１項及び第２項に定めた方法の他に、必要に応じて事実関係の調査を行うことができる。

（調査の実施体制）
第５条　調査委員が調査を行う際は、委員長が指名する調査委員１名を責任者とし、原則として２名で調査にあたるものとする。
２　委員長は、あらかじめ調査委員に対し審査を行う倫理委員会の開催日程を告げ、調査完了の期限の目途を提示しなければならない。
３　調査委員が調査を行う際には、前条の委嘱書を常に携帯し、必要に応じ提示するものとする。
４　調査委員は、第三者に調査を委託してはならない。
５　委員長は、調査の進捗状況等の報告を調査委員に逐次求めることができる。
６　調査委員は、調査従事中不測の事態が生じた場合は、速やかに委員長に報告し、対処について協議するものとする。

（調査委員の任期）
第６条　調査委員の任期は、苦情手続規則第１４条に基づく倫理委員会での審議が終了した時点までとする。
２　調査委員は、倫理委員としての任期が満了し再任されない場合においても、引き継ぎが完了するまで当該苦情案件の審査に関して倫理委員の身分を保持するものとする。

（調査報告）
第７条　調査委員は、調査後速やかに各調査委員の署名のある調査に関する報告書（以下「報告書」という。）を委員長に提出する。
２　調査委員は、報告書の内容を倫理委員会において説明しなければならない。
３　調査委員は、苦情手続規則第７条第４項に基づき委員長に提出する報告書において、以下の各事項について明らかにしなければならない。
（１）申立人からの事情聴取の内容等
（２）被申立人からの事情聴取の内容等
（３）調査委員の判断によりその他の者から事情聴取した場合の内容等
（４）苦情申立書等調査に用いた書類一式
（５）調査の経過
（６）その他委員長が必要と判断し添付を指示した資料

（費用の精算及び報酬）
第８条　調査委員が調査に従事するために要する費用及び報酬については、本会の「一般社団法人千葉県社会福祉士会報酬等に関する規則」（規則第4号）に基づき支給する。

（調査手当）
第９条　前条に定めるもののほか、調査委員に対し、調査１件につき１０，０００円の手当を調査報告終了後に支給する。

（改廃）
第１０条　この規程を改廃するときは、倫理委員会の発議に基づき理事会の議決を経なければならない。

附　則
１　令和元年5月12日制定